

福岡県公報

平成三十年五月十八日
第三千九百九十二号
増刊
①

目次

告示 (第五百十一号)

○農業災害補償法に基づく業務の規模の基準を廃止する告示

(団体指導課) …………… 一

教育委員会

○福岡県教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

(教育庁総務企画課) …………… 一

告示

福岡県告示第五百十一号

農業災害補償法に基づく業務の規模の基準(平成十二年三月福岡県告示第五百四十一号)は、廃止し、この告示の日から施行する。

平成三十年五月十八日

福岡県知事 小川 洋

教育委員会

福岡県教育委員会訓令第二号

本 庁

出先機関

福岡県教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年五月十八日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成十年三月福岡県教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第十条中「通勤時間帯における交通混雑の緩和等」を「職員の仕事と生活の調和の推進」に改める。

附則

この訓令は、平成三十年六月一日から施行する。